平成18年(行ケ)第10093号 審決取消請求事件 平成19年1月29日判決言渡,平成19年1月15日口頭弁論終結

判		決	
原	告	川崎重工業株式	长会 社
原	告	トヨタ自動車株ま	式会社
両名訴訟	代理人弁護士	畑 郁	夫
同		茂木鉄	平
同		岡 田 さ	なゑ
同		重 富 貴	光
同		藤本英	=
同	弁理士	曽々木太	郎
被	告	株 式 会 社 安 川	電機
訴訟代理	里人弁護士	松 尾 和	子
同	弁理士	大 塚 文	昭
同		倉 澤 伊	知 郎
	主	文	

特許庁が無効 2 0 0 4 - 8 0 0 9 5 号事件について平成 1 8 年 1 月 2 4 日にした審決を取り消す。

訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

日 原告らは,主文第1項と同旨の判決を求め,特許庁は,平成18年1月24日,無効2004-80095号事件について,実用新案登録第2506402号 (考案の名称・スポット溶接ロボット用制御装置,登録実用新案権者・原告ら。 以下「本件実用新案登録」という。)の請求項1に係る考案(以下「本件考案」 という。)についての実用新案登録を無効とする旨の審決をしたが,同年10月 13日,同請求項につき,実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正を

認容する訂正審決が確定したから,審決は,結果的に本件考案の要旨の認定を誤ったことになり,この誤りが審決の結論に影響を及ぼすことは明らかであるので,取り消されるべきである旨述べた。

- 2 本件実用新案登録の請求項1につき,実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正を認容する訂正審決が確定したことは,当事者間に争いがない。そうすると,審決は,結果として,判断の対象となるべき本件考案の要旨の認定を誤ったものとなり,この誤りが審決の結論に影響を及ぼすことは明らかであるから,取消しを免れない。
- 3 よって、原告らの請求は理由があるから、これを認容することとし、訴訟費用の負担については、本件訴訟の経過にかんがみ、これを原告らに負担させるのを相当と認め、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第1部

裁判長裁判官	篠	原	勝	美
裁判官	宍	戸		充
裁判官	柴	田	義	明